

**社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会**  
**かながわ福祉サービス第三者評価推進機構**  
**評価調査者養成研修・登録要綱**

**(目 的)**

第1条 この要綱は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」という。）運営要綱第10条に基づき、推進機構が実施する評価調査者の養成研修及び登録に必要な事項を定める。

**(評価調査者に関する事業)**

第2条 推進機構は、評価調査者養成研修を行なう。

2 推進機構は、登録された評価調査者（以下「登録評価調査者」という。）を対象に次の事業を行なう。

- (1) 推進機構の事業に関する情報の提供
- (2) 評価機関の認証状況、評価調査者募集状況、評価実績等の情報の提供
- (3) 資質向上のための研修機会の提供
- (4) 評価調査者相互の情報交換に関する支援
- (5) 推進機構への提言、相談受付等の機会の提供

**(研修の種類及び目的)**

第3条 推進機構が行なう研修の種類及び目的は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 説明セミナー  
福祉サービス第三者評価の基礎的知識の習得及び次号に定める評価調査者認定研修の受講資格の認定を目的とする。
- (2) 評価調査者認定研修  
推進機構による評価調査者の認定を目的とする。
- (3) 登録更新研修  
登録評価調査者の登録の更新を目的とする。
- (4) フォローアップ研修  
登録評価調査者の資質の向上を目的とする。

**(受講対象者等)**

第4条 前条に定める研修等の受講対象者等は、次の各号に定める者とする。

- (1) 説明セミナー  
評価調査者としての活動を希望する者等
- (2) 評価調査者認定研修  
第5条第1項第1号のウに定める評価調査者認定研修受講試験に合格した者
- (3) 登録更新研修  
第12条に定める有効期間が登録証の発行の日から3年目にあたる登録評価調査者

#### (4) フォローアップ研修

登録評価調査者

2 他都道府県で同様の研修を修了した場合でも、神奈川県における調査者活動を希望する者は、推進機構が実施する評価調査者認定研修を受講し、評価調査者認定試験に合格しなければならない。

#### (研修内容)

第5条 推進機構が実施する研修等の内容は、研修の種類ごとに次の各号に定めるものとする。

##### (1) 説明セミナー

- ア 福祉サービス第三者評価の目的と意義に関すること
- イ 評価調査者の機能と役割
- ウ 評価調査者認定研修受講試験
- エ その他

##### (2) 評価調査者認定研修

- ア かながわの福祉サービス第三者評価の基本的構造に関すること
- イ 福祉サービス制度に関すること
- ウ 評価調査者に求められる能力に関すること
- エ 基本的コミュニケーションスキルに関すること
- オ 施設見学
- カ 評価調査者認定試験
- キ その他

##### (3) 登録更新研修

- ア 福祉サービス第三者評価の動向に関すること
- イ 評価調査者の役割及び能力と義務に関すること
- ウ その他

##### (4) フォローアップ研修

- ア 社会福祉の動向に関すること
- イ 福祉サービス第三者評価の専門的事項に関すること
- ウ その他

#### (研修時間)

第6条 研修等の時間は、次のとおりとする。

- (1) 説明セミナー 5時間以上
- (2) 評価調査者認定研修 30時間以上

#### (受講料等)

第7条 推進機構の行う研修等の受講者は、別に定める受講料を納付しなければならない。

- 2 受講者が自己の都合により受講しなかった場合、受講料は原則として返還しない。
- 3 研修にかかる交通費、食事代は受講生者の負担とする。

#### **(合格通知)**

第8条 推進機構は、評価調査者認定研修の全課程を受講し、評価調査者認定試験に合格した者に対して合格通知書(様式1)を発行する。

#### **(登録の対象者)**

第9条 推進機構への登録は、前条に定める合格通知を受けた者を対象とする。

#### **(登録の方法)**

第10条 前条に該当する者は、評価調査者登録申請書(様式2)の提出によって登録される。

2 推進機構は、登録評価調査者に登録証(様式3)を発行する。

#### **(登録申請の期限)**

第11条 本要綱第9条に定める者で、登録を希望する者は、本要綱第8条に定める合格通知書発行日から3ヶ月以内に登録申請を行わなければならない。

#### **(登録の有効期間)**

第12条 登録の有効期間は、登録証発行の日から3年目に該当する年度の末日までとする。

#### **(登録の更新)**

第13条 登録の更新を受けようとする者は、登録更新申請書(様式4)によって更新手続きを行わなければならない。

2 前項更新手続きは、有効期間満了前1ヶ月以内に行なう。

3 推進機構は、登録の更新を認定した評価調査者に対して新たに登録証を交付する。

4 本条第1項による更新手続きを行わなかった登録評価調査者は、原則として登録に関する効力を失う。

5 登録の更新は、第12条に定める登録の有効期間が、登録証発行の日から3年目に該当する年度において実施される登録更新研修の受講を要件とする。

#### **(登録事項の変更)**

第14条 登録内容に変更を生じた評価調査者は、登録事項変更申請書(様式5)によって変更申請を行わなければならない。

#### **(登録の取消し等)**

第15条 自己の都合で評価調査者登録の取消しを求める評価調査者は、登録取消し申請書(様式6)を提出しなければならない。

2 各評価機関が定める調査者倫理規程に違反するなどして、評価機関等から推進機構に通報があった場合は、事実経過の審査後、評価調査者登録を取り消すことがある。

#### (登録証再交付)

第16条 登録証を紛失又は汚損した評価調査者は、登録証再交付申請書(様式7)の提出により、登録証の再交付を受けることができる。

#### (登録手数料)

第17条 評価調査者登録を希望する者又は登録の更新を受けようとする者は、次に掲げる登録又は更新登録手数料を納付しなければならない。

- (1) 新規登録手数料 6,000 円
- (2) 更新登録手数料 5,000 円

#### (委 任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会の審議を経て、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度神奈川県社会福祉協議会「評価調査者養成〇期研修」及び平成15年度神奈川県社会福祉協議会「評価調査者養成基本研修」の修了者は、推進機構が実施する評価調査者養成研修を修了しているものとみなす。

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会  
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構

評価調査者認定試験合格通知書

氏 名：

生 年 月 日：

あなたは、平成 年度評価調査者認定試験に合格されましたので、  
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会かながわ福祉サービス第三者評  
価推進機構評価調査者養成研修・登録要綱第 8 条に基づき通知します。

年 月 日

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会  
会 長

印

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会  
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構  
運営委員長

様式 2

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構  
**評価調査者登録申請書**

平成 年 月 日

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 会長 殿

評価調査者認定試験に合格いたしましたので、次のとおり評価調査者の登録を申請します。

フリガナ 氏 名	印	生 年 月 日	※西暦記入 年 月 日	顔写真貼付
住 所	〒 —			横3cm×縦4cm
連絡先	TEL ( )	E-Mail :	@	※半年以内のものを貼付のこと
研修者 番 号	— ※評価調査者認定研修における番号			

\*登録内容は、個人情報の保護の観点から非公開といたします。

**任意記載事項**

以下は、推進機構の今後の事業展開の参考とさせていただきますので、記入できる範囲でご協力ください。

主な職歴又は ボランティア等 活動歴	①
	②
	③
現 職	
主な保有資格	① ②
調査者としての 活動希望分野 ※該当欄に✓ 複数可	<input type="checkbox"/> 高齢分野 <input type="checkbox"/> 障害分野 <input type="checkbox"/> 児童分野 <input type="checkbox"/> 保護分野
活動希望条件等	活動可能曜日等：
	待遇：
	活動地域：
自由意見欄	

事務局 整理用	収受		入金日		番号	
------------	----	--	-----	--	----	--

※ご提出頂いた個人情報は、評価調査者の登録管理及び研修案内等の情報提供の目的以外には使用いたしません。

様式 3

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会  
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構  
評価調査者登録証

登録番号： 神機構 ー

氏 名：

生年月日：

有効期限：

上記の者は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会かながわ福祉サービス第三者評価推進機構に登録していることを証明する。

平成 年 月 日

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会  
会 長 印

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 会長 殿

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会  
 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 評価調査者登録更新申請書

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構評価調査者登録の更新を申請いたします。

登録番号	神機構一		
フリガナ氏名	印	生年月日	*西暦記入 年 月 日
住所	〒 ー		
連絡先	TEL: ( )	FAX: ( )	E-Mail: @
所属評価機関	*複数の評価機関に所属している場合はすべて記入してください(略称表記可)。		

任意記載事項

以下は、推進機構の今後の事業展開及び統計データの参考とさせていただきますので、記入できる範囲でご協力ください。(※ご提出いただいた個人情報は目的以外に使用いたしません。)

現職	
資格・免許	
他の評価・調査関係業務の資格	<input type="checkbox"/> 介護情報の公表制度 <input type="checkbox"/> 指定管理者の評価 <input type="checkbox"/> ISO審査 <input type="checkbox"/> 地域密着型外部評価 ( <input type="checkbox"/> 認知症グループホーム <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 )
自由意見欄	

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会会長 殿  
 横浜市健康福祉局企画部企画課長 殿  
 川崎市健康福祉局総務部企画課長 殿

**かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 評価調査者登録事項変更届出書**

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構評価調査者登録事項の変更を届出ます。  
 なお、私が横浜市または川崎市もしくは両者に評価調査者として登録されている場合は、この変更内容を横浜市または川崎市もしくは両者に対し推進機構から通知することに同意します。

届出者	フリカ、ナ 氏名	生年 月日	(西暦記入) 年 月 日
	推進機構 登録番号	神機構一	
<input type="checkbox"/>	住所	〒 一	
<input type="checkbox"/>	連絡先	TEL : ( ) FAX : ( ) E-Mail :	
<input type="checkbox"/>	横浜市 指定番号		
<input type="checkbox"/>	川崎市 指定番号		
<input type="checkbox"/>	登録 評価機関	現所属評価機関： 新所属評価機関：	

\*変更該当項目の□を選択(✓記入)して変更後の内容を記入してください。

\*横浜市、川崎市の指定番号をお持ちの場合は、必ず記載してください。

1. 変更の事由発生日：平成 年 月 日

2. 変更の事由：□転居 □改姓等(旧姓等：.....)  
 □その他(.....)

3. 住所・姓等の変更を証明する添付書類(コピー)：□運転免許証 □住民票  
 □その他(.....)

様式 6

平成 年 月 日

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 会長 殿

住 所： 〒

氏 名： 印

**かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 評価調査者登録取消し申請書**

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構評価調査者登録の取消しを申請いたします。

1. 登録年月日 年 月 日

2. 登録番号 神機構 ー

3. 登録者氏名

4. 取消しの事由およびその年月日

(事由)

(年月日) 年 月 日

※ 1 この様式は、第三者評価調査者としての登録の取消しを申請する様式です。この場合、登録証を必ず添付してください。

様式7

平成 年 月 日

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 会長 殿

住 所： 〒

氏 名： 印

**かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 登録証再交付申請書**

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構評価調査者登録証の再交付を申請いたします。

1. 登録年月日                      年    月    日
2. 登録番号                      神機構    ー
3. 再交付申請の事由            紛失    棄損

- ※ 1 この様式は、登録証を紛失または棄損した場合に、再交付の申請をする書類です。
- ※ 2 申請書の提出にあたっては、切手（82円）を貼付した返信用封筒（長3型、送付先の住所及び氏名を記入）を同封してください。
- ※ 3 棄損による場合は、棄損した既交付済の登録証を同封してください。
- ※ 4 登録証が交付された後に紛失した登録証が見つかった場合には、旧登録証を速やかにかながわ福祉サービス第三者評価推進機構事務局あてに返還してください。